

# ○福岡県田川地区消防組合の消防吏員の任用に関する規則

〔平成 18 年 7 月 18 日〕  
〔組合規則第 10 号〕

改正 平成 18 年 11 月 21 日組合規則第 12 号  
平成 25 年 4 月 8 日組合規則第 2 号  
令和 2 年 2 月 19 日組合規則第 2 号  
令和 2 年 7 月 28 日組合規則第 8 号

平成 21 年 3 月 26 日組合規則第 3 号  
令和 元年 7 月 29 日組合規則第 8 号  
令和 2 年 6 月 1 日組合規則第 7 号

福岡県田川地区消防組合職員任用規則（昭和 59 年規則第 4 号）の全部を改正する。

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 任用の一般的基準（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 採用（第 5 条—第 7 条）
- 第 4 章 昇任（第 8 条—第 14 条）
- 第 5 章 採用候補者（第 15 条—第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条—第 23 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合の消防吏員の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 現に消防吏員でないものを、消防吏員に任命することをいう。
- (2) 昇任 消防吏員を、現に有する階級より上位の階級に任命することをいう。
- (3) 降任 消防吏員を、現に有する階級より下位の階級に任命することをいう。

2 前項の採用、昇任及び降任には臨時的任用は含まないものとする。

### 第 2 章 任用の一般的基準

#### （採用及び昇任の方法）

第 3 条 消防吏員の採用及び昇任は、第 7 条及び第 13 条の規定により選考によることができる場合を除き、競争試験によるものとする。

2 競争試験による消防吏員の採用は、採用候補者名簿に記載された者のうちから行わなければならない。

3 採用候補者名簿作成の日から 3 箇月を経過した日以後においては、身体検査を再度行い、これに合格した者でなければ採用することができない。

#### （試験の種類）

第 4 条 競争試験の種類は、消防吏員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）

及び消防吏員を昇任させるための競争試験（以下「昇任試験及び選考試験」という。）とする。

### 第3章 採用

（採用試験の受験資格等）

第5条 採用試験の受験資格は、別表第1に定めるとおりとする。

2 採用試験を受けようとする者は、所定の方法で所定の期日までに申込をしなければならない。この場合、当該申込が受理された者でなければ採用試験を受けることができない。

(1) 福岡県田川地区消防組合消防吏員採用試験申込書（様式第1号）

(2) 健康診断書（様式第2号）

（採用試験の方法等）

第6条 採用試験による職務の遂行に必要な能力の判定方法は、筆記試験、口述試験、体力検査及び身体検査により行わなければならない。

2 採用試験を行う場合には、その試験に係る職種、給与、受験資格、試験科目、期日、場所及び受験手続その他必要な事項を公告しなければならない。

（選考による採用）

第7条 次の各号の一つに該当するときは、選考により採用することができる。

(1) 現に国家公務員又は他の地方公共団体の職についている者を、その者が現についている職と同等以下であると認められる階級に任用する場合

(2) 特殊な専門的知識又は技術を必要とする職で、前号に該当しない階級に任用する場合

### 第4章 昇任

（昇任試験及び選考試験）

第8条 昇任試験は、消防士長昇任試験及び消防司令補昇任試験とする。

2 選考試験は、消防司令補選考試験とする。

（昇任試験及び選考試験の受験資格等）

第9条 消防士長昇任試験の受験資格は、当該昇任試験を実施する年度の4月1日現在、消防士としての勤務期間が5年以上の者とする。ただし、大学卒の者は2年、短大卒の者は1年を限度に短縮することができる。

2 消防司令補昇任試験の受験資格は、当該昇任試験を実施する年度の4月1日現在、消防士長としての勤務期間が4年以上の者とする。ただし、大学卒の者は1年を限度に短縮することができる。

3 消防司令補選考試験の受験資格は、当該選考試験を実施する年度の4月1日現在、消防士長で満45歳以上の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、2年を限度に短縮することができる。

(1) 救急救命士の実務経験が5年以上ある者

(2) 「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」（平成17年消防庁告示第13号）第4条各号に掲げる予防技術検定の区分のいずれにも合格し、かつ、予防技術資格者認定証の交付を受けた者で、当該選考試験を実施する年度の4月1日現在、最初に予防技術資格者認定証の交付を受けた後の予防実務経験が3年以上ある者

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、昇任試験及び選考試験

を受験することができない。

- (1) 懲戒処分を受けた者のうち戒告処分にあつては当該処分の日から6月、減給処分にあつては当該処分の日から1年、停職処分にあつては当該処分の日から2年を経過しない者
- (2) 降任の日から2年を経過しない者
- (3) 心身の故障のため、休務又は休職を命ぜられている者

(昇任試験及び選考試験の方法等)

第10条 消防士長昇任試験による職務の遂行に必要な能力の判定方法は、別表第2に定めるところとする。

2 消防司令補昇任試験による職務の遂行に必要な能力の判定方法は、別表第3に定めるところとする

3 消防司令補選考試験による職務の遂行に必要な判定方法は、別表第4に定めるところとする。

4 昇任試験及び選考試験を受けようとする者は、その旨を所属長を通じて総務課長に申し出なければならない。

5 前項の申し出を受けた総務課長は、受験者名簿(様式第1号)を作成し消防長に報告しなければならない。

(合格者の決定)

第11条 昇任試験合格者及び選考試験合格者は、補職の数等を考慮して、高得点順に決定する。

2 昇任試験合格者及び選考試験合格者には、合格証書(様式第2号)を交付する。

(第1次試験の免除)

第12条 第9条第2項の規定により消防司令補昇任試験の受験資格を有する者で前年度の当該昇任試験において、第1次試験に合格した者のうち第2次試験に合格しなかった者は、別表第3に定める第1次試験を免除する。

(選考による昇任)

第13条 職員を選考により消防副士長又は消防士長に昇任させるには、次の各号の定めるところによる。

- (1) 消防副士長 消防士として10年以上勤務し、成績が良好な者
- (2) 消防士長(主任) 消防副士長として10年以上勤務し、成績が良好な者
- (3) 消防士長(主査) 消防士長(主任)として10年以上勤務し、成績が良好な者

2 職員を消防司令、消防司令長又は消防監に昇任させるには、選考によるものとする。

(昇任の特例)

第14条 次の各号の一つに該当するときは、当該各号の定めるところにより特に昇任させることができる。

- (1) 公務のため死亡したとき 2階級
- (2) 公務のため負傷し職務を遂行することができないまでに著しい障害の状態になったとき 1階級

第5章 採用候補者

(合格者の決定)

第15条 採用試験合格者は、採用予定人員数を考慮して高得点順により決定する。

2 採用試験合格者にあつては、公告すると共に本人に通知する。

(採用候補者名簿)

第16条 採用候補者名簿には、採用試験合格者の氏名及び得点をその得点順に記載したものとす。

2 消防長は、採用試験合格者を決定したときは、遅滞なく、採用候補者名簿(様式第3号)を作成しなければならない。

3 採用候補者名簿の管理は消防長が行うものとする。

(名簿からの削除)

第17条 消防長は、採用候補者名簿に記載された者が次の各号の一つに該当する場合には、当該名簿に記載された者を当該名簿から削除することができる。

- (1) 消防吏員に任命された場合
- (2) 採用に関して消防長からの照会に応答しない者
- (3) 心身故障のため職務遂行に支障があり又は耐えることができないことが明らかな場合
- (4) 職務遂行に必要な適格性を欠くことが明らかな場合
- (5) その他消防長が定める場合

第18条 消防長は、採用候補者名簿に記載された者が次の各号の一つに該当する場合には、当該名簿に記載された者を当該名簿から削除するものとする。

- (1) 採用試験の受験資格を欠いていることが明らかとなった場合。
- (2) 採用試験の受験申し込み又は当該試験において、虚偽又は不正の行為をし若しくはしようとしたことが明らかとなった場合
- (3) その他消防長が定める場合

(名簿への復活)

第19条 消防長は、第17条の規定により採用候補者名簿から削除した者から当該名簿への復活を申し出があつた場合において、復活すべき相当の理由があると認めるときは、当該削除した者を当該名簿へ復活することができる。

(名簿の失効)

第20条 消防長は、採用候補者名簿に記載している期間が経過したときは、当該名簿を失効させる。

## 第6章 雑則

(秘密の保持)

第21条 採用試験並びに昇任試験及び選考試験の実施に従事する者(以下「試験従事者」という。)は、当該試験に関する秘密を保持しなければならない。

(受験の拒否等)

第22条 試験従事者は、採用試験並びに昇任試験及び選考試験に関し、次の各号のいずれかに該当する者については、当該試験を受けさせず若しくは当該試験の実施場所から退場を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により当該試験を受け又は受けようとした者
- (2) この規則に違反した者

(3) その他当該試験の適正な実施を妨げた者

2 前項各号の一つに該当する者については、既に受けた当該試験を無効とする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、採用試験並びに昇任試験及び選考試験の実施に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年組合規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(昇任試験及び選考試験の受験資格の特例)

2 この規則の施行日以前に改正前の福岡県田川地区消防組合の消防吏員の任用に関する規則(以下「任用規則」という。)第9条第2項の規定により、受験資格を有する者は、改正後の任用規則第9条第2項の受験資格を有するものとする。

3 任用規則第9条第3項に規定する受験資格年齢については、平成17年度以前の消防士長昇任試験合格者(選考による消防士長は除く。)は、4年を限度に短縮することができる。

附 則 (平成25年組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年組合規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年組合規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年組合規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

採用試験の受験資格

- (1) 学 歴 高等学校卒業（見込みを含む。）又は同等以上の学力を有する者
- (2) 身体的条件
  - ア 視 力 （矯正視力を含む。）両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。
  - イ 聴 力 正常であること。
  - ウ その他 職務遂行に支障のない身体であること。
- (3) 年齢等 18歳以上26歳未満の者で、日本国籍を有する者

別表第2（第10条関係）

消防士長昇任試験

試験区分	試験科目	内 容	そ の 他
第1次試験	筆記試験	消防法令 消防組織法、消防法、同施行令、同施行規則、水防法、建築基準法、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等、消防に関する法令	一部を変更し、又は省略することがある。
		予防 火災予防、防火管理、消防広報、危険物実務、消防用設備等	
		警防 火災防ぎよ、特殊災害、救助活動、火災調査、安全管理、指揮要諦等	
		救急 救急活動、応急処置等	
		防災 震災対策、風水害対策、自主防災、防災訓練、危機管理等	
		消防機械 消防ポンプ、消防自動車、消防機械器具等	
		理化学 燃焼理論、危険物化学、電気、物理、気象、地震等	
		一般法令 地方自治法、地方公務員法、憲法、行政法等	
		時事問題 社会事情、経済事情、白書、地方自治関連知識等	
		実科試験	
第2次試験	筆記試験	論文	
	口述試験	実務能力及び人物について客観的に評価する。	

\* 参考図書は、「一般財団法人全国消防協会」発行の消防教科書とする。

別表第3（第10条関係）

消防司令補昇任試験

試験区分		試験科目	内 容	そ の 他
第1次試験	筆記試験	消防法令	消防組織法、消防法、同施行令、同施行規則、水防法、建築基準法、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等、消防に関する法令	一部を変更し、又は省略することがある。
		予防	火災予防、防火管理、消防広報、危険物実務、消防用設備等	
		警防	火災防ぎょ、特殊災害、救助活動、火災調査、安全管理、指揮要諦等	
		救急	救急活動、応急処置等	
		防災	震災対策、風水害対策、自主防災、防災訓練、危機管理等	
		消防機械	消防ポンプ、消防自動車、消防機械器具等	
		理化学	燃焼理論、危険物化学、電気、物理、気象、地震等	
		一般法令	地方自治法、地方公務員法、憲法、行政法等	
		時事問題	社会事情、経済事情、白書、地方自治関連知識等	
		管理分野	人事管理、組織管理、事務管理、財務管理、行政判断等	
	実科試験	訓練礼式		
第2次試験	筆記試験	論文		
	口述試験	実務能力及び人物について客観的に評価する。		

\* 参考図書は、「一般財団法人全国消防協会」発行の消防教科書とする。

別表第4（第10条関係）

消防司令補選考試験

試験区分	試験科目	内 容
1次試験	筆記試験	論文





様式第2号（第11条関係）

合格証明	階級 氏名	消防○○試験に合格 したことを証明しま す	平成 年 月 日	田川地区消防本部	消防長 印
------	-------	-----------------------------	----------	----------	----------

